

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

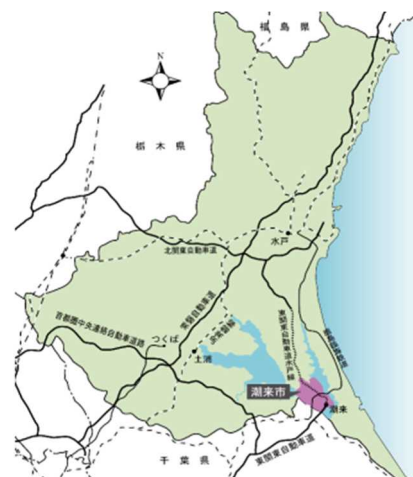
① 潮来市の現状

2001年4月1日、旧潮来町、牛堀町が合併し、潮来市が発足した。

【位置、地勢】

潮来市は、都心まで約100km、茨城県の東南部に位置し、東西約12km、南北約13km、総面積71.40km²の面積を有しており、北は行方市、南は神栖市、東は鹿嶋市、西は千葉県香取市に隣接している。

地勢は、市の北部には海拔約30～40mの行方台地が南北に続いている。東部は北浦に面し、西部は霞ヶ浦と常陸利根川、南部は外浪逆浦といった水辺に囲まれ、自然豊かなまちである。



【地形・地質】

本市の北西部は行方台地となり、傾斜地は山林、平坦部は畑地に利用されている。南東部は北浦、鱒川及び常陸利根川沿いに開けた平坦な水田地帯となっていて、南北に長い末広状の地形をなしている。

地質は、台地が洪積世の火山灰層に対し、水田地帯はシルト及び粘土からなる沖積層堆積物と関東平野特有の関東ローム層となっている。

【気候】

本市の気候は、黒潮の流れる太平洋の影響を受け、年間の一日の平均気温は14℃前後であり、茨城県内でも温暖な地域のため、雪の降ることが珍しい海洋性の気候である。

降水量についてみると、平成29・30年は1,400mm台であったが、平成21年から28年までは1,500mmを超え、令和元年も平成22年以来1,900mmを超えるなど比較的降水量が多い地域である。また、「降水量の5年間平均値の推移」表に示すように、当該地域に過去10数年頃から局地的集中豪雨といえる傾向が見られる。

表一最大日降水量等の5年間平均値の推移

	最大日降水量	最大1時間降水量
昭和56年～	92	27.0
昭和61年～	122	26.2
平成3年～	134	28.8
平成8年～	153	38.2
平成13年～	163	46.6
平成18年～	124	48.2
平成23年～	141	53.0

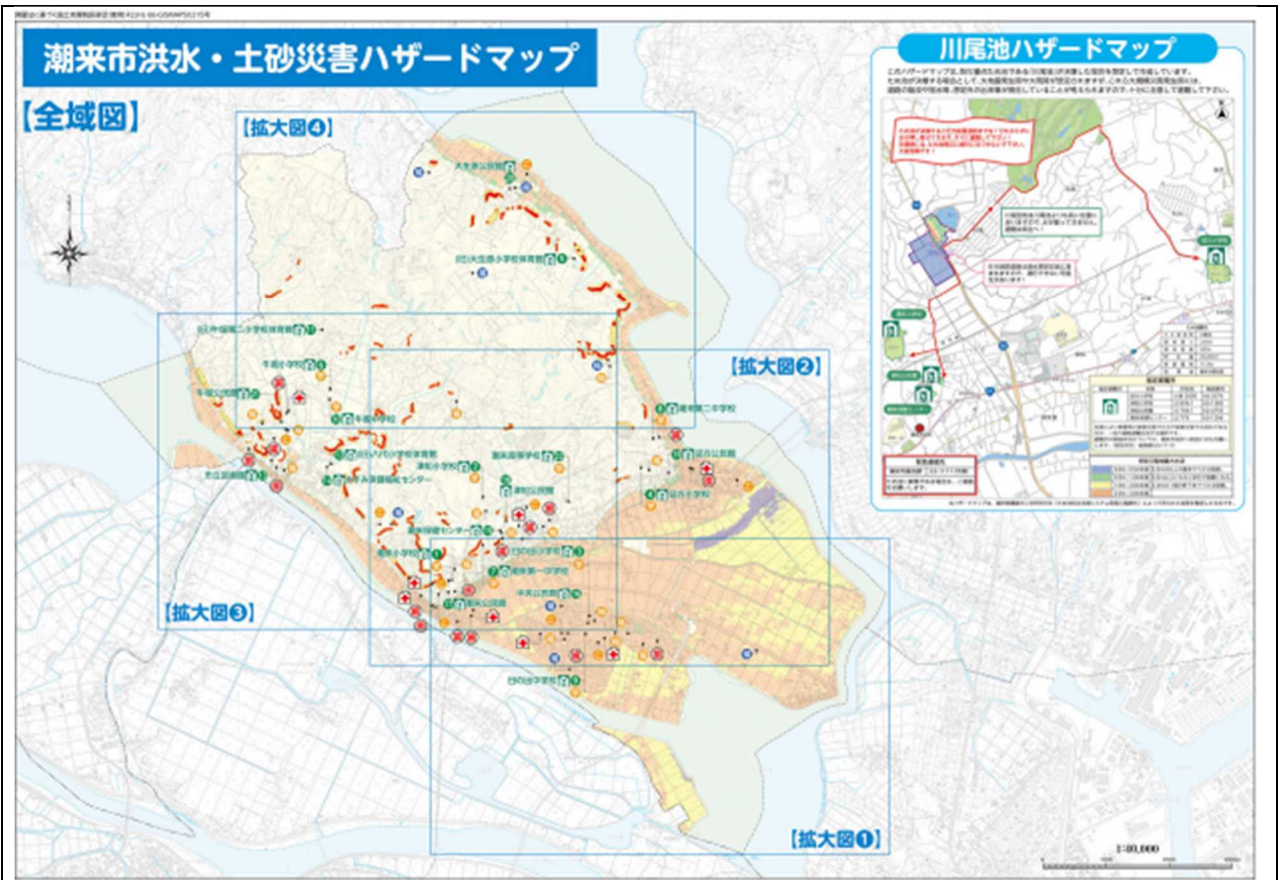
② 想定される地域の災害リスク

(参照:「茨城県地震被害想定調査詳細報告書」)

◆茨城県を震源地とした被害想定

No	地震名	地震規模 (Mw)	想定 の 観 点	潮来市の 最大震度
①	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	7. 3	首都直下のM7クラスの 茨城県南部地域に影響の ある地震の被害	6弱
②	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	7. 3		5強
③	太平洋プレート内の地震 (北部) (太平洋プレート (北部))	7. 5	プレート内で発生する地 震の被害	5強
④	太平洋プレート内の地震 (南部) (太平洋プレート (南部))	7. 5		6強
⑤	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	8. 4	津波による被害	6強

首都圏での直下型の地震 (マグニチュード7級) の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し複雑な応力反応が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることが明らかにされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県部地震 (マグニチュード7. 3) が中央防災会議により想定され、本市においても震度6弱規模の地震が想定されている。



【潮来市 洪水・土砂災害ハザードマップ（全域）】



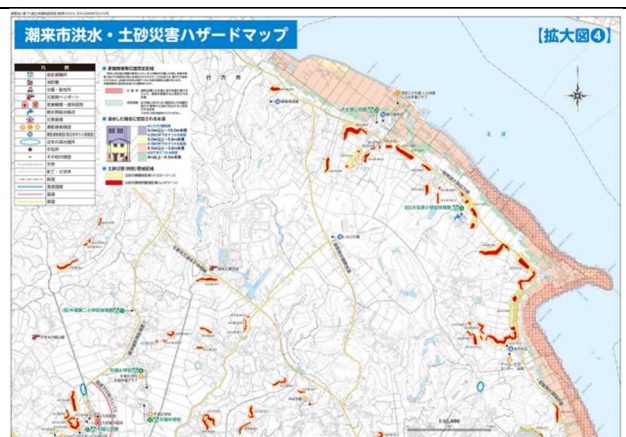
【洪水・土砂災害ハザードマップ(拡大図①)】



【洪水・土砂災害ハザードマップ(拡大図②)】



【洪水・土砂災害ハザードマップ(拡大図③)】



【洪水・土砂災害ハザードマップ(拡大図④)】

<洪水：ハザードマップ>

本市において市街地での浸水が想定される箇所は、前川沿い、日の出、延方などがあげられる。特に日の出中央部は、0.5～1m未満の想定区域で計画降雨が、霞ヶ浦流域8日間総雨量600mmに近づくような場合は、浸水災害予防対策に留意する。



利根川水系前川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

<土砂災害：市ハザードマップ>

土砂災害警戒区域としては31カ所、内29カ所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。ハザードマップの作成等により周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

<原子力災害：潮来市地域防災計画（原子力災害対策の概要）>

本市は原子炉保有施設から約50kmに位置し、「予防的防護措置区域(PAZ)」、「緊急防護措置準備区域(UPZ)」には含まれないが、「放射性ヨウ素防護地域(PPA)」に相当する位置にある。そのため、福島第一原子力発電所事故の経験を生かし、想定外の事態に備えるため、原子力災害に対する知識の普及・啓発をおこなう。

<感染症>

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（「平成28年経済センサス - 基礎調査結果」(総務省統計局)）

- ・事業所数 1,262 事業所 (内、小規模事業者数942事業所)
- ・従業者数 9,353 人

<潮来市の事業所数（※括弧内は従業者数）>

業種分類	平成28年	備考
農林漁業	5 (53)	市内に広く分散している
鉱業、砕石業、砂利採取業	3 (24)	市内に広く分散している
建設業	174 (1,050)	市内に広く分散している
製造業	113 (1,556)	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	
情報通信業	4 (4)	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	30 (551)	市内に広く分散している
卸売業、小売業	336 (2,368)	市内に広く分散している
金融業、保険業	20 (201)	市内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	56 (108)	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	47 (253)	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	181 (1,008)	市内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	128 (599)	市内に広く分散している
教育、学習支援業	33 (258)	市内に広く分散している
医療、福祉	57 (695)	市内に広く分散している
複合サービス事業	8 (115)	市内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	67 (510)	市内に広く分散している
合計	1,262 (9,353)	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①潮来市地域防災計画の策定

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、地震や台風など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。

②潮来市国土強靱化地域計画の策定

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

また、国の「国土強靱化基本計画」、茨城県の国土強靱化地域計画である「茨城県国土強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「潮来市第7次総合計画」における地域防災力の向上などの具体的な施策を推進する上での指針となる計画として位置づける。

国や茨城県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「国土強靱化基本計画」及び「茨城県国土強靱化計画」を踏まえ、5年間とする。（令和元年度から令和5年度まで）

③潮来市第7次総合計画

本計画では防災・危機管理として、1. 地域防災力の強化、2. 災害に強いまちづくりの推進、3. 消防力の充実・救急救助体制の強化 等に取り組んでいる。

④避難所の備蓄物資及び設備の整備

避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めている。主なものは次に示すア～スの通りである。

	備蓄物資及び設備の整備内容
ア	食糧、飲料水
イ	生活必需品
ウ	ラジオ・テレビ
エ	通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話、防災行政無線を含む）
オ	放送設備
カ	照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
キ	炊き出しに必要な機材及び燃料
ク	給水用機材
ケ	救護所及び医療資機材（常備薬含む）
コ	物資の集積場所（備蓄倉庫等）
サ	仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ
シ	マット、簡易ベッド、段ボールベッド
ス	工具類

⑤潮来市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和元年11月）

本計画は、市域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、当市が実施する措置等を定める。

2) 当会の取組

- ・事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では事業継続力強化計画事業者向けリーフレットや「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。

- ・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

BCPの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーを計画している。

- ・損害保険への加入促進

小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、中小企業PL保険制度、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険の普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

- ・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、発電機、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、カセットボンベ（発電機用）、救急用品、工具類、軍手及びゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当会館内及び倉庫に備蓄している。

(感染症)

- ・特別相談窓口の設置（資金調達、給付金、助成金等の国や県、市の施策の情報提供）、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
- ・茨城県、茨城県商工会連合会、潮来市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

2 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制など具体的な体制が整備されていない。そのために次の点が商工会および管内事業者の課題となっている。

(商工会の課題)

- ・緊急時におけるBCPに沿った対応トレーニングができていないため、緊急時の対応及び行動が職員に周知教育できていない。
- ・当会職員には防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務である。
- ・職員の事業者BCP策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・感染症リスクを考慮すると、テレワークや遠隔地、事務所間とのやり取りにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であり、事業者に向けた地域の災害リスクに関しての周知も不足している。
- ・管内事業者には、特に家族のみで経営している小規模事業者が多く、BCPへの関心は低く、BCPに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

3 目標

- ・管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時における情報共有体制を円滑に行うため、商工会・県・市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・災害発生時において速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
事業継続力強化計画認定 26社／5年
各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）26社／5年
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

自然災害等による緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

(ア) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(イ) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年度に事業継続計画（BCP）を策定（別添）。

(ウ) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

<目標>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①セミナー開催数	1回	1回	2回	2回	2回
②セミナー参加者数	5社	10社	15社	15社	15社
③BCPプラン策定	3件	5件	6件	6件	6件

(エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて潮来市事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行った上で、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に市、県連と情報共有する。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

③被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

①管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

②管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

④被害情報の報告

- ・当会と当市で情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より連合会を通じて茨城県へ報告する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和4年10月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; A[潮来市商工会 事務局長] --- B[潮来市商工会 法定経営指導員]; C[潮来市 環境経済部長] --- D[潮来市 観光商工課]; B --- E[連携 連携調整]; D --- E;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
法定経営指導員 廣瀬祐輔 【連絡先は後述(3)①参照】	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)	
<ul style="list-style-type: none">・本計画の具体的な取組の企画や実行・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)	
(3) 商工会、関係市町村連絡先	
①潮来市商工会	
〒311-2424 茨城県潮来市潮来1086-1	
TEL: 0299-94-6789 / FAX: 0299-94-2346	
E-mail: info@itako-cia.jp	
②潮来市役所環境経済部観光商工課	
〒311-2493 茨城県潮来市辻626	
TEL: 0299-63-1111 / FAX: 0299-80-1100	
E-mail: kankou@city.itako.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
専門家派遣費	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
会議運営費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
セミナー開催費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
パンフ・チラシ作成費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県・市補助金、事業収入など ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携無し